

事前教示照会書の品目別記載例 (原産地)

平成29年7月
東京税関業務部
総括原産地調査官

記載例のご活用にあたって

原産地認定に関する文書による事前教示については、「事前教示に関する照会書」（税関様式 C 第 1000 号-2^注）を用いて税関に照会することとされています。

本冊子は、照会者の方々の利便と照会書の記載内容の正確性確保に資するための参考資料として、いくつかの品目について具体的な記載内容の一例を示したものです。

なお、実際の輸入貨物は様々ですので、特に「照会貨物の説明」欄については、実際の貨物に応じて必要な事項を記載し、または別添として資料を添付してください。

また、事前教示照会に際しては、関税法基本通達 7-17 及び 7-18、税関様式関係通達の II 記載要領及び留意事項（事前教示に関する照会書（税関様式 C 第 1000 号-2））を参照されるとともに、不明な点は各税関の原産地調査官へお問い合わせください。

- ・ 函館税関： 0138－40－4255
- ・ 東京税関： 03－3599－6527
- ・ 横浜税関： 045－212－6174
- ・ 名古屋税関： 052－654－4205
- ・ 大阪税関： 06－6576－3196
- ・ 神戸税関： 078－333－3097
- ・ 門司税関： 050－3530－8369
- ・ 長崎税関： 095－828－8801
- ・ 沖縄地区税関： 098－943－7830

（注）Eメール事前教示の照会のうち、文書による照会に準じた取扱いへの切替えを希望する場合は、「インターネットによる事前教示照会書」（税関様式 C-第 1000 号-16）を使用してください。

【本冊子の構成】

事前教示照会書の記載例

- ①靴・・・関税分類変更基準 【GSP】
- ②バスソルト・・・付加価値基準 【EPA】
- ③二酸化チタン・・・加工工程基準 【EPA】

①靴:関税分類変更基準の事例(GSP)

受付番号 (税関記入欄)	登録番号 (税関記入欄)
-----------------	-----------------

事前教示に関する照会書(原産地照会用) 税関様式C第1000号-2

平成 年 月 日	照会者の 東京都江東区青海 2-7-11 住所、氏名・印 財務商事株式会社	輸入者符号	P00123450000
東京税関長 殿	代理人の 東京都中央区晴海 4-6-29 住所、氏名・印 カスタムインポートサービス (電話番号) 03-3599-xxxx	(担当者) 東京 一郎	
下記貨物の <input type="checkbox"/> WTO 協定 <input type="checkbox"/> 経済連携協定() <input checked="" type="checkbox"/> 特惠 <input type="checkbox"/> その他() 税率適用 に関する原産地について照会します			
品名 銘柄 型番	革靴 型番 1023R	製造地 製造者	PHNOM PENH, CAMBODIA KHFACTORY CO.,LTD.
			輸入予 定官署 東京 横浜 大阪
照会貨物	<input type="checkbox"/> 到着 <input checked="" type="checkbox"/> 未到着	参考資料(返却の要(否))	見本・ <input checked="" type="checkbox"/> 写真・図画・カタログ・説明書・その他()
輸入契約の時期、輸入の予定時期、 数量及び金額並びに特別注文、投資又 は長期契約の予定の有無	契約:2011年1月 輸入:2011年4月 @\$30.00- 300 PRS 特別注文:無 長期契約:有	照会貨物に係る事前教示実績(有・無) (事前教示番号)	
申告中の貨物や具体的でない貨物 についての照会はできません。		類似貨物に係る輸入実績(有・無) (輸入申告番号)	
照会貨物の説明(関係する国における加工、製造に関する事項等)		他税関への申告を含め、実績が ある場合は申告番号を記入。	
財務商事株式会社は、カンボジアのKH FACTORY CO.,LTD.が同国で製造した革靴(6403.99-029) を輸入します。 KH FACTORY CO.,LTD.は、中国、韓国、台湾から資材を調達し、革靴を製造しています。 本品に使用する資材の一覧及び加工工程は別添のとおり。		材料及び製造工程について記載。 書ききれない場合、別添可。	
原産地認定に関する意見(<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)		意見があれば記載	
本事前教示に係る革靴は 関税暫定措置法施行規則第9条 に規定する要件を満たすことから、カンボジア を原産地とする物品であると考えます		【EPAの場合】 …革靴は日〇〇協定に規定する要件を満たすことか ら、日〇〇協定上のカンボジアを… と記載	
非公開期間の要否 (原則公開です。 裏面注意事項3.参照)	<input checked="" type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否	非公開理由	新規輸入貨物のため …… 等
非公開期間	(180)日 (180日を超えない期間)	続	非公開期間を設定する場合は記入 補足説明書 要求・提出、枚

(注)裏面の確認書にも記 非公開期間経過後も照会内容の一部を公開しないことが可能な場合がありますので、税関にご相談ください。(規格 A4)

○事前教示照会に係る確認書

項 目	確認欄
1. 照会に係る貨物について	
① 具体的な貨物に係る照会であり、架空の貨物に係る照会ではありません。	<input checked="" type="radio"/> はい ・ いいえ
② 照会者及びその利害関係者は、照会する貨物について不服申立て又は訴訟中である等、原産地に係る紛争中ではありません。	<input checked="" type="radio"/> はい ・ いいえ
③ 輸入申告中の貨物に係る照会ではありません。	<input checked="" type="radio"/> はい ・ いいえ
2. 照会について	
④この照会は、 イ.輸入しようとする貨物の輸入者又はその代理人、 ロ.輸入しようとする貨物の輸出者又はその代理人、 ハ.輸入しようとする貨物の製法、性状等を把握しているその他の利害関係者又はその代理人 によるものです。	イ、ロ、ハのうち <input checked="" type="radio"/> イ 入してください。 「いいえ」があると 受理できません。
3. 補足説明又は追加資料の提出について	
⑤ 照会書の提出に税関から補足説明又は追加資料の提出を求められた場合には説明又は資料の提出に応じます。	<input checked="" type="radio"/> はい ・ いいえ

照会者又は その代理人	氏名又は名称	カスタムインポートサービス 印 印
	住所又は 所在地	東京都中央区晴海4-6-29

注 意 事 項

- この照会書は、1部提出して下さい。「照会貨物の説明」欄又は「原産地認定に関する意見」欄が不足する場合には、事前教示に関する照会書(つづき)(適宜の様式(A4判))に記載のうえ、添付して下さい。
- この照会書は記載した事項が不十分である場合、事実と相違することが明らかとなった場合又は架空の商品に係る照会その他事前教示の趣旨に反する照会の場合には、回答を受けられないこととなりますので、注意して下さい。
- 事前教示照会に対する回答として税関より発給される事前教示回答書(変更通知書兼用)(原産地回答用)は、原産地の参考とするため、照会貨物の内容及び回答内容について回答後原則として公開し輸入者等一般の閲覧に供します。ただし、新規のアイデア商品等で、照会貨物の説明中に回答後一定期間(180日を超えない期間に限ります。)非公開を必要とする場合には、必要な期間、非公開とすることができますので、事前教示照会書中の「非公開期間の要否」欄中「要」に○をつけ、「非公開理由」欄にその理由を記載したうえ、「非公開期間」欄に具体的な非公開期間(180日を超えない期間)を指定して下さい。その際、税関より、非公開期間設定の必要性について説明を求められることがあります。

また、非公開期間が経過した後は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不開示情報に該当すると考えられる部分や守秘義務に抵触すると考えられる部分については、当該部分を伏せて公開することとなります。その際、税関より、非公開の必要性について説明を求められることがあります。

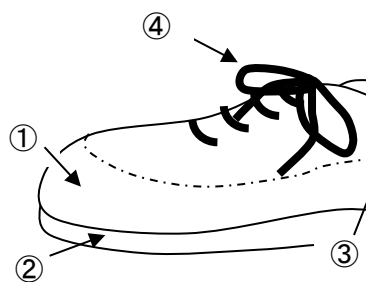
(規格A4)

材料一覧 (例)

※下記材料表は説明上分かり易いように省略したものです。

革靴: デザインNO. 1023R (税番: 6403.99)

	材料名	形状	成分・材質	HS	原産品か 否か	製造 (調達)国	備考
①	牛革	全形(1枚)	牛、なめし	41.07	否	中国	中国産の牛から製造
②	ラバーシート	SHEET (120*180cm)	合成ゴム	40.08	否	台湾	台湾でシート状に製造
③	縫製糸	ROLL	ポリエステル	54.01	否	韓国	韓国で紡績
④	靴紐	束	綿	58.08	否	中国	中国で製造
⑤	接着剤	CAN	ポリウレタン	35.06	否	台湾	台湾で製造
⑥	シャンク	PIECE	鉄	64.06	原産品	カンボジア	製造者: KH FACTORY CO.,LTD. 住所: xx, PHNOM PENH, CAMBODIA



一般特恵の場合、材料が特恵受益国の原産品であるか否かを記入してください。不明の場合は、blankで結構です。

材料の製造国又は調達国を記入してください。不明の場合は、blankで結構です。

64 類に分類される材料が使用されている場合には、当該材料が原産材料であるか確認するため当該材料の製造地、製造工程等の情報がが必要です。

加工工程 (例)

製造者 KH FACTORY CO.,LTD.
住所 xx, PHNOM PENH, CAMBODIA

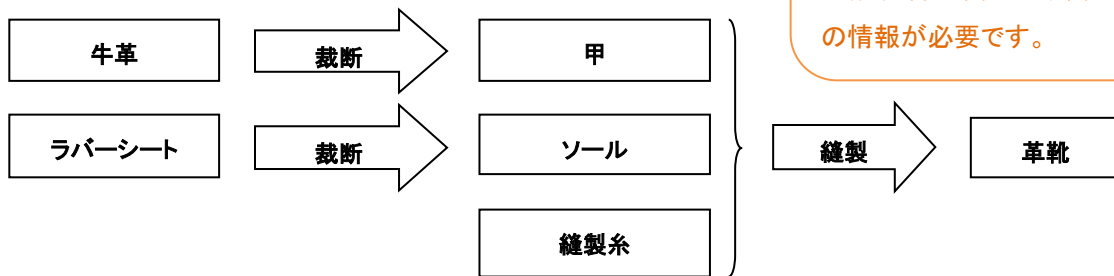


写真 (例)

材料①



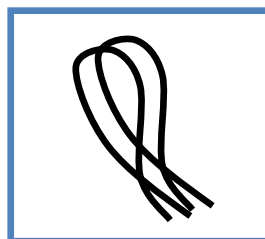
材料②



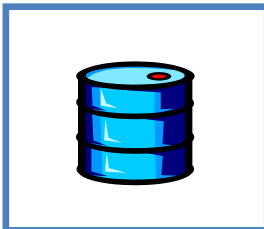
材料③



材料④



材料⑤



材料⑥(製造者: KH FACTORY CO.,LTD.)

例:カンボジア国内調達先の工場で行われた製造工程図、原料、設備、作業風景、完成した部材及び写真等の資料

②バスソルト:付加価値基準の事例(EPA)

受付番号
(税関記入欄)

登録番号
(税関記入欄)

事前教示に関する照会書(原産地照会用) 税関様式C第1000号-2

平成 年 月 日	照会者の 東京都江東区青海 2-7-11 住所、氏名・印 財務商事株式会社	輸入者符号	P00123450000
東京税関長 殿	代理人の 東京都中央区晴海 4-6-29 住所、氏名・印 カスタムインポートサービス (担当者) 東京 一郎 (電話番号) 03-3599-xxxx	代理人による照会の場合は、代理人の押印のみで照会可能。	
下記貨物の <input type="checkbox"/> WTO 協定 <input checked="" type="checkbox"/> 経済連携協定(<u>インド</u>) <input type="checkbox"/> 特惠 <input type="checkbox"/> その他() 税率適用に関する原産地について照会します。			
品名 銘柄 型番	バスソルト 型番 BS12T	製造地 NEW DELHI INDIA 製造者 MAGIC CO., LTD.	輸入予定官署 東京 横浜 大阪
照会貨物	<input type="checkbox"/> 到着 <input checked="" type="checkbox"/> 未到着	参考資料(返却の要) <input checked="" type="checkbox"/> 否	見本 <input checked="" type="checkbox"/> 写真 <input checked="" type="checkbox"/> 図画 <input checked="" type="checkbox"/> カタログ <input checked="" type="checkbox"/> 説明書 <input checked="" type="checkbox"/> その他(契約書)
輸入契約の時期、輸入の予定時期、数量及び金額並びに特別注文、投資又は長期契約の予定の有無	契約: 2012年1月 輸入: 2012年4月 @\$10.00- 1000 PCS 特別注文: 無 長期契約: 無	照会貨物に係る事前教示実績(有・無) (事前教示番号)	類似貨物に係る輸入実績(有・無) (輸入申告番号)
照会貨物の説明(関係する国における加工、製造に関する事項等) 財務商事株式会社は、インドのMAGIC CO., LTD.が同国で製造したバスソルト(3307.30)を輸入します。 MAGIC CO., LTD.は、インド国内においてインド、フランス、日本から調達した材料を混合し、販売用のボトルに詰めています。 本品に使用する材料の一覧は別添のとおり。			
原産地認定に関する意見(<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) 本事前教示に係るバスソルトは <u>日インド協定</u> に規定する要件を満たすことから、日インド協定上のインドを原産地とする物品であると考えます。			
非公開期間の要否 (原則公開です。裏面注意事項3.参照)	<input checked="" type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否	非公開理由	新規輸入貨物のため …… 等
非公開期間	(180)日 (180日を超えない期間)	続	補足説明書 要求・提出、枚

(注)裏面の確認書にも記入 非公開期間経過後も照会内容の一部を公開しないことが可能な場合がありますので、税関にご相談ください。(規格 A4)

○事前教示照会に係る確認書

項 目	確認欄
1. 照会に係る貨物について	
① 具体的な貨物に係る照会であり、架空の貨物に係る照会ではありません。	はい・いいえ
② 照会者及びその利害関係者は、照会する貨物について不服申立て又は訴訟中である等、原産地に係る紛争中ではありません。	はい・いいえ
③ 輸入申告中の貨物に係る照会ではありません。	はい・いいえ
2. 照会について	
④この照会は、 イ輸入しようとする貨物の輸入者又はその代理人、 ロ輸入しようとする貨物の輸出者又はその代理人、 ハ輸入しようとする貨物の製法、性状等を把握しているその他の利害関係者又はその代理人 によるものです。	イ、ロ、ハのうち 入してください。 イ
3. 補足説明又は追加資料の提出について	
⑤ 照会書の提出に税関から補足説明又は追加資料の提出を求められた場合には説明又は資料の提出に応じます。	はい・いいえ

「いいえ」があると
受理できません。

イ、ロ、ハのいずれかを
選択し、該当する記号
をご記入ください。

照会者又は その代理人	氏名又は名称	カスタムインポートサービス 印
	住所又は 所在地	東京都中央区晴海4-6-29

代理人による照会の場合は、代
理人の押印で照会可能。

注 意 事 項

- この照会書は、1部提出して下さい。「照会貨物の説明」欄又は「原産地認定に関する意見」欄が不足する場合には、事前教示に関する照会書(つづき)(適宜の様式(A4判))に記載のうえ、添付して下さい。
- この照会書は記載した事項が不十分である場合、事実と相違することが明らかとなった場合又は架空の商品に係る照会その他事前教示の趣旨に反する照会の場合には、回答を受けられないこととなりますので、注意して下さい。
- 事前教示照会に対する回答として税関より発給される事前教示回答書(変更通知書兼用)(原産地回答用)は、原産地の参考とするため、照会貨物の内容及び回答内容について回答後原則として公開し輸入者等一般の閲覧に供します。ただし、新規のアイデア商品等で、照会貨物の説明中に回答後一定期間(180日を超えない期間に限り)非公開を必要とする場合には、必要な期間、非公開とすることができますので、事前教示照会書中の「非公開期間の要否」欄中「要」に○をつけ、「非公開理由」欄にその理由を記載したうえで、「非公開期間」欄に具体的な非公開期間(180日を超えない期間)を指定して下さい。その際、税関より、非公開期間設定の必要性について説明を求められることがあります。

また、非公開期間が経過した後は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不開示情報に該当すると考えられる部分や守秘義務に抵触すると考えられる部分については、当該部分を伏せて公開することとなります。その際、税関より、非公開の必要性について説明を求められることがあります。

(規格A4)

材料一覧 (例)

※下記材料表は説明上分かり易いように省略したものです。

バスソルト:型番BS12T (税番:3307.30) 製品単価 \$10

製造者:MAGIC CO.,LTD. XXXXX New Delhi, INDIA



	材料名	形状	HS	原産品か否か	製造(調達)国	価格/ PCS	備考
①	海塩	BAG	25.01	原産品	インド	\$6	インドで海水から抽出
②	香料	BOTTLE	33.01	否	フランス	\$0.5	
③	着色料	CAN	32.04	否	日本	\$0.2	
④	保湿剤(海藻エキス)	CAN	13.02	否	フランス	\$0.3	
⑤	水		28.53	原産品	インド		
⑥	ボトル(プラスチック)	PCS	39.23	否	日本	\$1	

材料が適用を受けようとする協定上の原産品であるか否かを記入してください。不明の場合は、blankで結構です。

材料の製造国又は調達国を記入してください。不明の場合は、blankで結構です。

品目別規則で原産資格割合を満たす必要がある場合には、製品価格(FOB)、材料価格(CIF)を明らかにする必要があります。

写真 (例)

材料①



材料②



材料③



材料④



材料⑤



材料⑥



③二酸化チタン:加工工程基準の事例(EPA)

受付番号
(税関記入欄)

登録番号
(税関記入欄)

事前教示に関する照会書(原産地照会用) 税関様式C第1000号-2

平成 年 月 日	照会者の 東京都江東区青海 2-7-11 住所、氏名・印 財務商事株式会社	輸入者符号	P00123450000
東京税関長 殿	代理人の 東京都中央区晴海 4-6-29 住所、氏名・印 カスタムインポートサービス (電話番号) 03-3599-xxxx	代理人による照会の場合は、代理人の押印のみで照会可能。 (担当者) 東京 一郎	
下記貨物の <input type="checkbox"/> WTO 協定 <input checked="" type="checkbox"/> 経済連携協定(シンガポール) <input type="checkbox"/> 特惠 <input type="checkbox"/> その他() 税率適用に関する原産地について照会します。			
品名 銘柄 型番	二酸化チタン 銘柄: CT2012-1	製造地 製造者	SINGAPORE NEW CHEMICAL CO., LTD. 輸入予定官署 東京 横浜 大阪
照会貨物	<input type="checkbox"/> 到着 <input checked="" type="checkbox"/> 未到着	参考資料(返却の要) <input checked="" type="checkbox"/> 否	見本・ <input checked="" type="checkbox"/> 写真・図画・カタログ・説明書・その他()
輸入契約の時期、輸入の予定時期、数量及び金額並びに特別注文、投資又は長期契約の予定の有無	契約: 2012年1月 輸入: 2012年4月 @\$10.00-1000 PCS 特別注文: 無 長期契約: 無	照会貨物に係る事前教示実績(有・無) (事前教示番号)	類似貨物に係る輸入実績(有・無) (輸入申告番号)
申告中の貨物や具体的でない貨物についての照会はできません。		他税関への申告を含め、実績がある場合は申告番号を記入。	
照会貨物の説明(関係する国における加工、製造に関する事項等) 財務商事株式会社は、シンガポールの NEW CHEMICAL CO., LTD.が同国で製造した二酸化チタン(2823項)を輸入します。 NEW CHEMICAL CO., LTD.は、シンガポール、オーストラリア、中国、マレーシアから材料を調達し、二酸化チタンを製造しています。 本品に使用する材料の一覧は別添のとおり。			
原産地認定に関する意見(<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)		意見があれば記載 材料及び製造工程について記載。書ききれない場合、別添可。	
本事前教示に係る二酸化チタンは <u>日シンガポール協定</u> に規定する要件を満たすことから、日シンガポール協定上のシンガポールを原産地とする物品であると考えます。			
非公開期間の要否 (原則公開です。裏面注意事項3.参照)	要 <input checked="" type="checkbox"/> 否	非公開理由 【一般特惠の場合】 …二酸化チタンは関税暫定措置法施行規則第9条に規定する要件を満たすことから… と記載	
非公開期間	()日 (180日を超えない期間)	続	非公開期間を設定する場合は記入 補足説明書 要求・提出、枚

(注)裏面の確認書にも記入をお願いします。また注意事項をよくお読みください。(規格 A4)

非公開期間経過後も照会内容の一部を公開しないことが可能な場合がありますので、税関にご相談ください。

○事前教示照会に係る確認書

項 目	確認欄
1. 照会に係る貨物について	
① 具体的な貨物に係る照会であり、架空の貨物に係る照会ではありません。	はい・いいえ
② 照会者及びその利害関係者は、照会する貨物について不服申立て又は訴訟中である等、原産地に係る紛争中ではありません。	はい・いいえ
③ 輸入申告中の貨物に係る照会ではありません。	はい・いいえ
2. 照会について	
④この照会は、 イ輸入しようとする貨物の輸入者又はその代理人、 ロ輸入しようとする貨物の輸出者又はその代理人、 ハ輸入しようとする貨物の製法、性状等を把握しているその他の利害関係者又はその代理人 によるものです。	イ、ロ、ハのうち 入してください
3. 補足説明又は追加資料の提出について	
⑤ 照会書の提出に税関から補足説明又は追加資料の提出を求められた場合には説明又は資料の提出に応じます。	はい・いいえ

「いいえ」があると
受理できません。

イ、ロ、ハのいずれかを選択し、該当する記号
をご記入ください。

照会者又は その代理人	氏名又は名称	カスタムインポートサービス 印
	住所又は 所在地	東京都中央区晴海4-6-29

代理人による照会の場合は、代理人の押印で照会可能。

注 意 事

- この照会書は、1部提出して下さい。「照会貨物の説明」欄又は「原産地認定に関する意見」欄が不足する場合には、事前教示に関する照会書(つづき)(適宜の様式(A4判))に記載のうえ、添付して下さい。
- この照会書は記載した事項が不十分である場合、事実と相違することが明らかとなった場合又は架空の商品に係る照会その他事前教示の趣旨に反する照会の場合には、回答を受けられないこととなりますので、注意して下さい。
- 事前教示照会に対する回答として税関より発給される事前教示回答書(変更通知書兼用)(原産地回答用)は、原産地の参考とするため、照会貨物の内容及び回答内容について回答後原則として公開し輸入者等一般の閲覧に供します。ただし、新規のアイデア商品等で、照会貨物の説明中に回答後一定期間(180日を超えない期間に限り)非公開を必要とする場合には、必要な期間、非公開とすることができますので、事前教示照会書中の「非公開期間の要否」欄中「要」に○をつけ、「非公開理由」欄にその理由を記載したうえで、「非公開期間」欄に具体的な非公開期間(180日を超えない期間)を指定して下さい。その際、税関より、非公開期間設定の必要性について説明を求められることがあります。

また、非公開期間が経過した後は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不開示情報に該当すると考えられる部分や守秘義務に抵触すると考えられる部分については、当該部分を伏せて公開することとなります。その際、税関より、非公開の必要性について説明を求められることがあります。

(規格A4)

材料一覧 (例)

※下記材料表は説明上分かり易いように省略したものです。

二酸化チタン:CT2012-1 (税番:2823.00)

製造者:NEW CHEMICAL CO.,LTD. XXX ABC Road, XXX, Singapore

	材料名	HS	原産品か否か	製造(調達)国	備考
①	チタン鉱	26.14	否	オーストラリア	
②	塩素	28.01	否	マレーシア	
③	酸素	28.04	原産品	シンガポール	
④	コークス	27.04	否	中国	

材料が適用を受けようとする協定上の原産品であるか否かを記入してください。不明の場合は、空白で結構です。

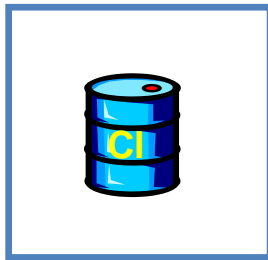
材料の製造国又は調達国を記入してください。不明の場合は、空白で結構です。

写真 (例)

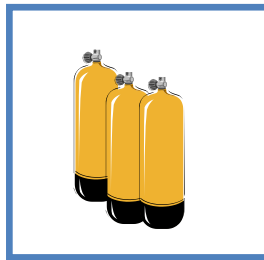
材料①



材料②



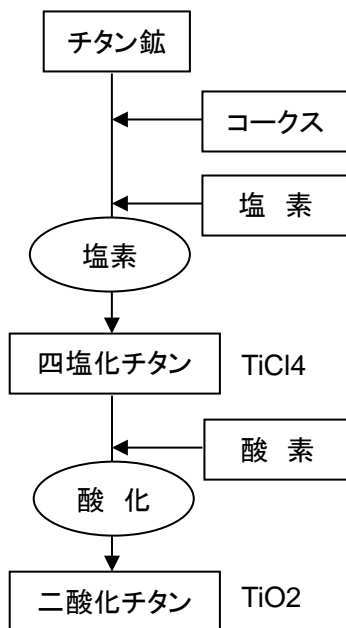
材料③



材料④



製造工程 (例)



加工工程基準(化学反応)を適用する場合は、化学反応が起きていることを確認できる製造工程を記載または添付。